(趣旨)

第1条 この要領は、冷泉小学校跡地活用協議会設置要綱(以下、「要綱」という。)第7条第3項の規定に基づき、冷泉小学校跡地活用協議会(以下、「協議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

- 第2条 受付を担当する職員は、協議会の開催 15 分前までに、協議会の傍聴を希望する者「以下、「傍聴希望者」という。」に第3条から第8条に定める事項その他必要な事項を説明の上、受付票兼誓約書に氏名、住所を記入させ、整理番号票(別記様式)を交付する。
- 2 受付の際は、他の傍聴希望者等に個人情報が漏えいすることのないよう、受付票は個票化し、管理を徹底しなければならない。
- 3 誓約書には、誓約事項として、第3条から第8条に定める事項その他必要な事項を記載する。
- 4 誓約事項については、その内容を記載したものを配布するか、協議会の協議会場(以下、「協議会場」という。)の入り口や会議場内の見やすい場所に掲示し、案内するなど 傍聴希望者へ周知しなければならない。

(定員)

- 第3条 協議会を傍聴する者(以下,「傍聴人」という。)の定員は, あらかじめ局長が定めるものとする。
- 2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

(協議会場に入ることができない者)

- 第4条 協議会場に入場することができない者は次の者とする。
  - (1) 第2条に定める受付が完了していない者
  - (2) ポスター, ビラ, 拡声器その他協議会若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
  - (3) 協議会を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 (傍聴人が守るべき事項)
- 第5条 協議会の傍聴をするにあたり、傍聴人が守るべき事項は次のとおりとする。
  - (1)協議会開催中は、静粛に傍聴し、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
  - (2)協議会場において発言しないこと。
  - (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき等の示威的行為をしないこと。
  - (4) みだりに席を離れないこと。
  - (5)飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、協議会場の秩序を乱し、又は協議会の妨げとなるよう な行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 要綱第7条第1項に定める非公開の議題に関して協議会を行おうとするときは、職員は、傍聴人を速やかに協議会場から退場させなければならない。

(傍聴人の指示)

第7条 委員及び職員は、協議会の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

(違反に対する措置)

- 第8条 傍聴人が、誓約書に違反したときは、委員及び職員は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。
- 2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員及び職員は、 その者に対して協議会場から退場を命ずることができ、次回以降の協議会の傍聴を認め ないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員が決するものとする。

## 附 則

この要綱は、2019年3月28日から施行する。

年 月 日 冷泉小学校跡地活用協議会

## 整理番号票

NO.

傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。 傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員 の求めに応じて提示してください。